

やまなし4パーミル・イニシアチブ認証農産物等ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 本県の、土壌に二酸化炭素を炭素として貯留し地球温暖化の抑制に貢献する国際的な取組である、「4パーミル・イニシアチブ」の取組により生産された農産物の高付加価値化に向け、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき認証を受けた者による農産物及び加工品（以下「認証農産物等」という。）をブランド化し、そのイメージを消費者に浸透させるため、認証農産物等ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークを使用できる者)

第2条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 実施要領第6に基づき、認証農産物等の認証通知を受けた者
- (2) 実施要領第6に基づき認証された認証農産物等を取り扱う農業協同組合、農産物直売所、卸売業、小売業、飲食店、食料品製造業、飲料製造業等
- (3) その他、知事が認めた者

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク及びロゴマークの使用に関する一切の権利は、山梨県に帰属する。

(ロゴマーク使用の目的)

第4条 ロゴマークは、認証農産物等のイメージアップに資する目的で、次の各号に掲げるもののために使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

- (1) 認証農産物等の出荷又は販売並びに飲食の提供において使用するとき。
- (2) 認証農産物等を原料に使用して製造等した食品等に使用するとき。
- (3) 認証農産物等の販売促進活動に使用するとき。
- (4) 実施要領第6に基づき認証通知を受けた者が認証された取り組みの紹介、PR等に使用するとき。
- (5) 認証農産物等の広報に使用するとき。
- (6) その他、知事が認めたもの。

(ロゴマークの使用制限)

第5条 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- (2) 山梨県又は認証農産物等の信用や品位を害する恐れがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害する恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (5) 第1号から前号に規定するもののほか、その使用が不相当と認められる場合

(ロゴマーク使用の手続き等)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、事前にロゴマーク使用届出書(様式1及び様式1-1)並びに実施要領第6に基づくやまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証通知書(第3号様式)の写しを山梨県知事に提出し又は山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」により届け出なければならない。ただし、第4条第4号に規定するロゴマークの使用にあつては、この限りでない。

2 第2条第2号及び第3号に該当する者が、前項の規定による届出をする場合は、当該規定にかかわらず、実施要領第6に基づくやまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証通知書(第3号様式)の写しを提出する必要はないものとする。

3 知事は、前項の規定によらないでロゴマークを使用したこと(以下「無断使用」という。)が明らかになったときは、無断使用した者の氏名、名称、住所、所在地等を公表することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の留意点)

第8条 ロゴマークの使用者(以下「使用者」という。)は、その使用に当たり、本使用規程及び別紙「やまなし4パーミル・イニシアチブ認証農産物等ロゴマーク使用上の基準」を遵守しなければならない。ただし、やむを得ない特段の事情がある場合は、事前に山梨県と協議し、承認を得なければならない。

(事故、苦情等の処理)

第9条 使用者は、第6条の規定に基づき届け出た後、自らロゴマークを使用した認証農産物等に関する事故、苦情、損害賠償等(以下「事故等」という。)が発生したときは、使用者の責において、必要な措置を講じなければならないものとし、山梨県に対して補償を求めることはできない。

2 前項に規定する事故等については、山梨県はその責を一切負わないものとする。

(調査及び指示)

第10条 山梨県は、ロゴマークの適切な保護及び管理に必要な範囲内において、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又はロゴマークの使用に関して必要な指示を与えることができるものとする。

(使用禁止の措置)

第11条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用禁止の措置を行い、その結果を公表することができる。

(1) 使用の手続きに不正があると認められたとき。

(2) ロゴマークを不正に使用したとき。

(3) ロゴマークを使用者固有のものとして誤解を与えるような使用をしたとき。

- (4) 信用を損なう行為等により、ロゴマークのイメージを失墜させたとき。
- (5) 第5条各号に該当することが判明したとき。
- (6) 第9条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (7) 正当な理由がなく、前条に規定する調査若しくは報告を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (8) 使用規定に反する使用をしたとき
- (9) その他使用の目的に反する行為をしたとき。
- (10) ロゴマークの使用届出書を提出した者若しくはロゴマークの使用届出書を提出した者の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 2 前項の規定によりロゴマークの使用が禁止された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を山梨県に請求することができない。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、知事が定めるものとする。

（事務の所管）

第13条 この規程に関する事務は、山梨県農政部販売・輸出支援課が所管する。

附 則

この規程は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月4日から施行し、令和3年6月30日から適用する。